

▶寒さを忘れさせる熱気、若い力が爆発した裸みこし。アメツコ市を盛り上げました。



▲色とりどりのあめがたっくさん。どれにしようか、迷っちゃうね。

## 冬の風物詩 ○○○○。

# アメツコ市

雪国・大館の冬の風物詩「アメツコ市」が、11日、12日の両日、開催されました。160を超えるあめ屋が軒を連ねたメイン会場の大町中央通りは、風邪封じや家内安全などを願ってあめを買い求める人たちで終日にぎわいました。



◀四百年の歴史を感じさせる白ひげ大神とおこうの巡行。おこちやんはアメツコ市のアイドルですね。

**贈らない  
求めない  
受けとらない**



- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ③ 政治家本人が出席する集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます（いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります）。

- ④ 政治家や後援会が、有料のさつ状（答札のための自筆のものを除かれます）を出すことが禁じられます。
  - ⑤ 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- ▽ ①、②、④及び⑤によつて罰されると公民権停止となります。

正  
改  
公職選挙法

金のかからない政治の実現と選挙の公正を確保するため、「公職選挙法」の一部が改正され、政治家の寄付の禁止規定などが強化されました。この改正公職選挙法は、平成二年二月一日から施行されています。

① 政治家（候補者、候補者となる者とする者及び現に公職にある者）は、寄付をすると

対して寄付をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

なお、政治家以外の者が、政

治家名義で寄付をすることも罰則をもつて禁止されます。

\* 政治教育集会に関する実費の補償（うち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります）

**政治家の寄付は罰則をもつて禁止**